

2019年9月7日 総会承認

初年次教育学会倫理綱領

総務・広報委員会

初年次教育学会は、学会設立趣旨（2007年12月）および学会会則第2条の定めに従い、本学会の目的を達成するとともに、初年次教育研究と実践の担うべき社会的責任に基づき、この倫理綱領を制定する。

（会員の基本的責任）

第1条 初年次教育学会会員（以下、「会員」）は、自らが生み出す知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの知識、技術、経験を生かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献する責任を有する。

（会員の行動）

第2条 会員は、研究・実践活動の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的に示す最善の努力をすると共に、第11条に定める会員相互の評価に積極的に参加する。

（自己研鑽）

第3条 会員は、第1条に記した基本的責任を全うするため、常に最善の判断と姿勢を示すように弛まず努力する。

（説明と公開）

第4条 会員は、自らが携わる研究・実践活動の意義と役割を公開して積極的に説明し、それが人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

（人権への配慮）

第5条 会員は、研究・実践活動の実施、研究成果の発表、ならびに専門的意見の公表において、つねに基本的人権に配慮しなければならない。

（情報提供者への説明責任、人格、プライバシーおよび個人情報保護への配慮）

第6条 会員は、情報提供者を得て研究を行う場合には、あらかじめ当該者（ないしその保護責任者）に対して、研究目的、研究内容、研究方法などを十分に説明し、同意・了解を得なければならない。また、情報提供者（ないしその保護責任者）が、研究過程の途中で協力を中止できることを、あらかじめ説明しておかなければならない。さらに、情報提供者（ないしその保護責任者）の人格、プライバシーおよび個人情報保護に配慮し、これらの人々の名誉や社会的地位を損なうことがあってはならない。

(研究によって得られた情報等の秘密保持)

第7条 会員は、研究・実践活動によって得られた情報の管理に留意し、その機密性を保持しなければならない。また、情報提供者を伴う研究の場合、その研究によって得られた情報、データ等は、同意を得た目的以外に使用してはならない。

(研究不正行為および疑わしい研究活動の禁止)

第8条 会員は、自らの研究・実践活動の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本綱領の趣旨に沿ってつねに客観性、公平性を目指し、事実に基づく立証に努めなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、剽窃、自己剽窃および二重投稿などの研究不正行為や疑わしい研究活動を為さず、また加担してはならない。

(研究環境の整備)

第9条 会員は、責任ある研究・実践活動の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、会員コミュニティおよび自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組まなければならない。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(法令の遵守)

第10条 会員は、研究・実践活動の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守しなければならない。

(他者との関係)

第11条 会員は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

(差別の排除)

第12条 会員は、研究・教育・学会活動において、人種、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

第13条 会員は、自らの研究・実践活動、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。